

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○職員給与に関する条例施行規則取扱規程の一部 改正……………（総務局人事部制度企画課）…	一
○公共測量の実施（六件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…	一
○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可 ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…	二
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…	三
○職員給与に関する条例施行規則取扱規程の一部 改正……………	五
○東京都立中央図書館の休館……………	五
○東京都立多摩図書館の休館……………	五
○職員給与に関する条例施行規則取扱規程の一部 改正……………	五

### 告示（選）

○政治団体の届出……………	五
○政治団体の届出事項の異動の届出……………	六
○政治団体の解散の届出……………	〇
○資金管理団体の指定の届出……………	三
○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………	三
○資金管理団体の取消しの届出……………	三

### 訓令（人）

○職員給与に関する条例施行規則取扱規程の一部 改正……………	四
-----------------------------------	---

### 訓令（監）

○職員給与に関する条例施行規則取扱規程の一部 改正……………	四
-----------------------------------	---

○東京都監査事務局職員の勤務時間及び休憩時間 に関する規程の廃止……………	四
--	---

○東京都監査事務局職員の勤務時間及び休憩時間の 特例に関する規程の廃止……………	四
---	---

○非常参集訓練に参加する東京都監査事務局職員の 勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の廃止……………	五
--	---

### 訓令（海区漁調）

○東京海区漁業調整委員会事務局処務規程の一部改正……………	五
-------------------------------	---

### 訓令（議）

○職員給与に関する規程の一部改正……………	五
-----------------------	---

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…	五
--	---

## 訓令

●東京都訓令第四十二号

庁 中 一 般

### 支庁

事業所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

職員給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年  
東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。  
令和三年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

第四条中「第二条に定める者」を「総務局人事部総務事  
務センター運営担当課長」に改め、同条ただし書中「規則  
第五条」を「同条」に、「行方場合」を「行わない場合」  
に、「総務局人事部総務事務センター運営担当課長」を  
「第二条に定める者」に改める。

### 附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

## 告示

●東京都告示第千九十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に  
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、港区長  
から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条  
第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 港区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 港区南青山五丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年七月十四日から令和四年三月十

一日まで

●東京都告示第千九十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点及び四級基準点測量、復旧測量(基準点)、地形図等成果の座標補正及び用地測量)
- 三 測量の区域 国分寺市北町一丁目及び北町五丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年七月二十八日から令和四年三月十一日まで

●東京都告示第千九十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び細部図根測量)
- 三 測量の区域 新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、須賀町及び南元町各地方内

四 測量の期間 令和三年八月三日から令和四年三月十一日まで

●東京都告示第千二百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区小菅三丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区小菅二丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区小菅二丁目及び堀切四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和三年九月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島三丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 月島三丁目北地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和二年八月七日から令和八年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 中央区月島三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島三丁目二十一番三号

令和二年八月七日

五 変更の内容

事業施行期間を令和九年六月三十日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年九月二十九日

●東京都告示第千二百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

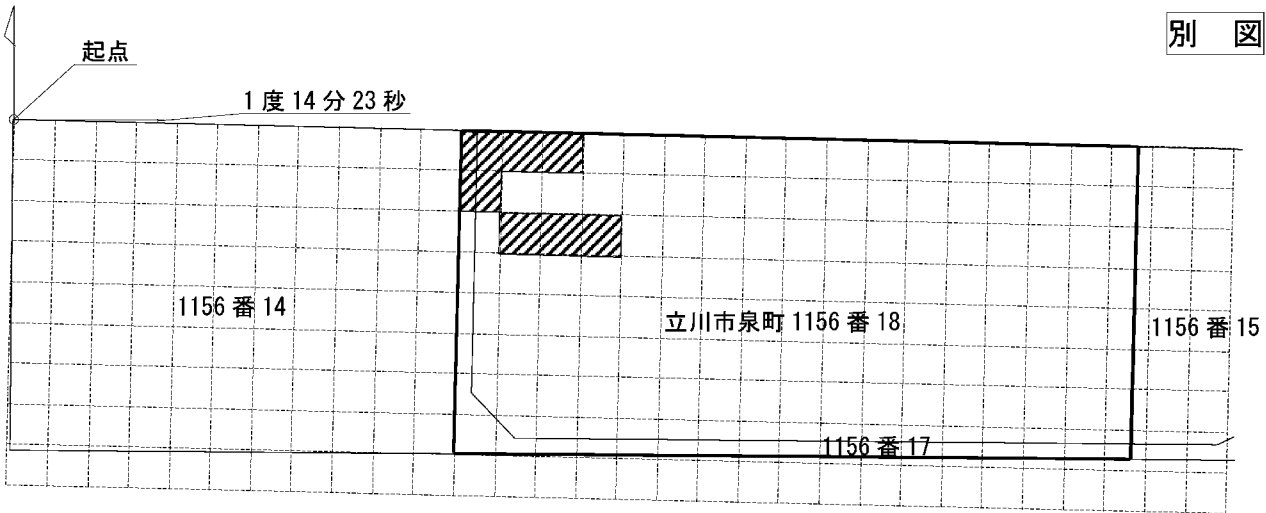
令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図




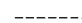


【格子の回転角度(1度14分23秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、立川市泉町 1156 番 14 の最北端とする。

【凡 例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

●東京都告示第千二百五号

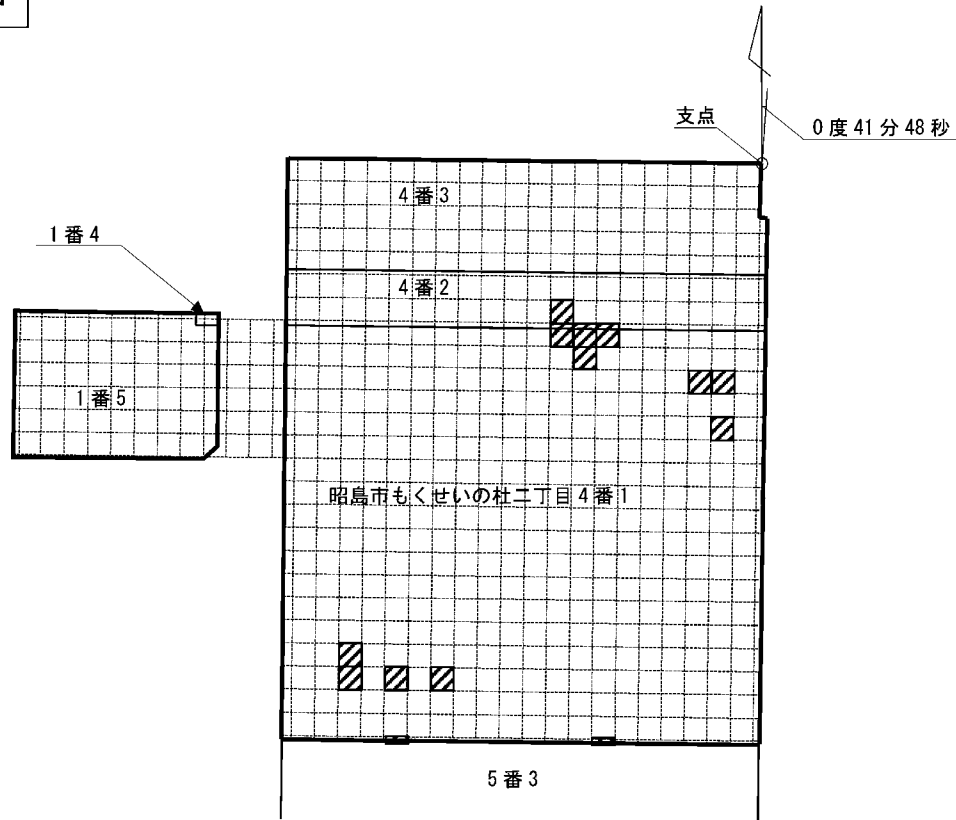
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(昭島市もくせいの杜二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図







【格子の回転角度(0度41分48秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支 点】

支点は、昭島市もくせいの杜二丁目4番3の最北端とする。

【凡 例】

-  形質変更時  
要届出区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第二十二号

教育庁  
教育事務所  
教育庁出張所  
事業所  
都立高等学校  
都立中等教育学校  
都立特別支援学校  
都立中学校  
都立小学校

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年東京都教育委員会訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十九日

東京都教育委員会

第三条中「第二条に定める者が行なう」を「教育庁総務部総務事務センター担当課長が行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育庁人事部長事務給与情報課において給与計算事務が行われている職員については、経営企画課長又は経営企画室長が行うものとする。

附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

告示(教)

●東京都教育委員会告示第五十一号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

令和三年九月二十九日

東京都教育委員会

一 期日 令和三年十月十五日及び同年十一月十一日から同年十二月二十八日まで

二 理由 設備等の保守点検、図書資料の特別整理及び設備改修工事のため

●東京都教育委員会告示第五十二号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十一条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和三年九月二十九日

東京都教育委員会

一 期日 令和三年十月十五日、同年十一月十一日から同年十月十九日まで及び令和三年十二月十七日

二 理由 設備等の保守点検及び図書資料の特別整理のため

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年東京都選挙管理委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

第一条中「第十四条第三項」を「第五条及び第十四条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 規則第五条に定める扶養親族の認定は、総務事務センター担当課長が行うものとする。

附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二百二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青柳有希子後援会	難波 武久	石川 好子	八王子市新町1-7	R3. 7. 26
かくお誠一後援会	角尾 誠一	角尾 博子	葛飾区南水元4-13-13	R3. 6. 3
門脇翔平後援会	門脇 翔平	門脇 翔平	葛飾区金町3-10-3	R3. 7. 26
ともに活き市政を良くする会	奥野 倫子	濱口 正幸	日野市大坂上3-25-5	R3. 7. 7
なつめ会	夏目 佳代子	秋元 和広	墨田区東向島6-23-5	R3. 7. 7
夏目かよ子後援会	夏目 佳代子	秋元 和広	墨田区東向島6-23-5	R3. 7. 7
日鉄物流労働組合協議会「働く仲間を守る会」	田上 稔	森本 泰宏	中央区日本橋1-13-1	R3. 7. 16

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七  
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が  
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと  
おり公表する。

令和三年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党中央区総支部	三田 芳裕	会計責任者の氏名	神谷 俊宏	田中 耕太郎	R2. 3. 24
自由民主党東京都江戸川区第十八支部	須賀 精二	主たる事務所の所在地	江戸川区江戸川2-33-17	江戸川区江戸川2-8-1	R2. 11. 2
自由民主党東京都大田区第七支部	神林 茂	主たる事務所の所在地	大田区西糞谷3-10-19	大田区西糞谷4-16-17	R3. 7. 23
自由民主党東京都品川区第十四支部	伊藤 昌宏	会計責任者の氏名	伊藤 昌宏	伊藤 香代美	R3. 5. 21
自由民主党東京都第九選挙区支部	菅原 一秀	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R3. 6. 4
自由民主党東京都中央区第二十三支部	瓜生 正高	主たる事務所の所在地	中央区佃2-18-12	中央区佃1-9-10	R3. 6. 12
自由民主党東京都中野区第三支部	手代木 孝司	代表者の氏名	手代木 孝司	川井 重勇	R3. 7. 1
日本維新の会衆議院東京都第九選挙区支部	南 純	主たる事務所の所在地	練馬区中村北1-1-16	練馬区豊玉上2-27-22	R3. 6. 24

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青木ゆうすけを支える会	新居 義雄	主たる事務所の所在地	東久留米市滝山6-1-12	東久留米市滝山6-2-6	R3. 7. 19
		会計責任者の氏名	青木 敬子	瀬戸口 時春	R3. 7. 19
荒川税理士政治連盟	菅野 昭文	代表者の氏名	菅野 昭文	渡辺 信一	R3. 6. 7
安藤みつる後援会	安藤 奨	代表者の氏名	安藤 奨	佃 善治	H17. 3. 10
一秀会	杉山 貴雄	会計責任者の氏名	吉田 悠亮	佐竹 京子	R3. 6. 4
伊藤達也を囲む税理士の会	高橋 省二	主たる事務所の所在地	調布市佐須町3-7-7	調布市布田6-4-19	R3. 6. 25
		会計責任者の氏名	大槻 健造	渡辺 宏幸	R3. 6. 25
今井ひろし後援会	今井 洋	主たる事務所の所在地	杉並区宮前1-11-9	杉並区上高井戸2-4-24	R2. 11. 15
上野税理士政治連盟	宮崎 正則	代表者の氏名	宮崎 正則	小林 祐一	R3. 6. 11
うりう正高後援会	瓜生 正高	主たる事務所の所在地	中央区佃2-18-12	中央区佃1-9-10	R3. 6. 12
奥野りん子とりんごの会	奥野 倫子	政治団体の名称	奥野りん子とりんごの会	りんごの会	R3. 7. 6

小野たいすけ後援会	小野 泰輔	主たる事務所の所在地	新宿区四谷 3-1-11	港区六本木 5-16-5	R3. 7. 20
神林茂の会	南雲 晃彦	主たる事務所の所在地	大田区西糺谷 3-10-19	大田区西糺谷 4-16-17	R3. 7. 23
神田税理士政治連盟	吉野 隆雄	会計責任者の氏名	高橋 茂仁	高崎 英彦	R3. 6. 21
糸川敏男後援会	糸川 敏男	主たる事務所の所在地	立川市若葉町 4-20-2	立川市栄町 5-37-21	R3. 5. 1
江東区医師政治連盟	福井 光文	会計責任者の氏名	浅川 洋	鈴木 昇	R3. 6. 11
江東区歯科医師連盟	渡辺 広昭	代表者の氏名	渡辺 広昭	小山 主之	R3. 7. 1
		会計責任者の氏名	須藤 智英	井上 幸一	R3. 7. 1
佐野れいじ後援会	佐野 礼治	会計責任者の氏名	佐野 京子	佐藤 トメ子	R2. 8. 10
柴田けいや後援会	柴田 啓也	会計責任者の氏名	山口 晴広	西村 恵美	R3. 6. 24
清水秀子後援会	難波 武久	会計責任者の氏名	石川 好子	千田 勝美	R3. 7. 24
新時代政経フォーラム	菅原 一秀	会計責任者の氏名	吉田 悠亮	佐竹 京子	R3. 6. 4
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 6. 4
菅原一秀後援会	本橋 義雄	会計責任者の氏名	吉田 悠亮	佐竹 京子	R3. 6. 4
政策創造研究会	二島 豊司	主たる事務所の所在地	港区白金 1-8-9	港区三田 5-14-1	R3. 7. 10
世田谷税理士政治連盟	松野 淳子	代表者の氏名	松野 淳子	富田 稔	R3. 6. 11
東京都飲食業生活衛生同業組合政治連盟	原田 啓助	会計責任者の氏名	堀込 一之	吉田 弘司	R3. 6. 25
東京都歯科医師連盟国分寺支部	日向 治正	代表者の氏名	日向 治正	古川 俊彦	R3. 7. 1
		会計責任者の氏名	仲山 尚男	杉谷 祐	R3. 7. 1
東京都歯科医師連盟千代田支部	甲斐 哲也	代表者の氏名	甲斐 哲也	波岡 久史	R3. 7. 1
		会計責任者の氏名	野嶋 昌彦	小要 一武	R3. 7. 1
東京都品川歯科医師連盟	小野寺 哲夫	代表者の氏名	小野寺 哲夫	服部 秀彦	R3. 7. 1
		会計責任者の氏名	森川 広一	小山 正人	R3. 7. 1
東京都社会保険労務士政治連盟城東統括支部	下平 伸一郎	主たる事務所の所在地	葛飾区白鳥 2-4-7	墨田区向島 5-39-14	R3. 6. 4



		代表者の氏名	下平 伸一郎	袴塚 和彦	R3. 6. 4
		会計責任者の氏名	坂井 陽子	田村 ひろみ	R3. 6. 4
東京都社会保険労務士政治連盟山手統括支部	根野 幹夫	主たる事務所の所在地	渋谷区初台1-54-4	渋谷区千駄ヶ谷1-30-8	R3. 4. 28
		代表者の氏名	根野 幹夫	大野 英一	R3. 4. 28
東京都社会保険労務士政治連盟臨海統括支部	竹内 早苗	主たる事務所の所在地	港区南青山1-15-39	品川区大井7-3-27	R3. 6. 4
		代表者の氏名	竹内 早苗	佐藤 功	R3. 6. 4
		会計責任者の氏名	田島 康生	笹川 泰次	R3. 6. 4
東京都生活衛生同業組合政治連盟	伊澤 勝令	主たる事務所の所在地	文京区後楽2-3-10	中央区日本橋小伝馬町17-14	R3. 7. 1
		代表者の氏名	伊澤 勝令	三田 芳裕	R3. 7. 1
		会計責任者の氏名	鈴木 章夫	工藤 哲夫	R3. 7. 1
東京21	手代木 孝司	代表者の氏名	手代木 孝司	川井 重勇	R3. 7. 1
豊島税理士政治連盟	五十井 恵	代表者の氏名	五十井 恵	臼井 淳子	R3. 6. 11
		会計責任者の氏名	岩見 知子	山田 尚武	R3. 6. 11
なつめ会	夏目 佳代子	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有3-49-5	墨田区東向島6-23-5	R3. 7. 21
夏目かよ子後援会	夏目 佳代子	主たる事務所の所在地	葛飾区亀有3-49-5	墨田区東向島6-23-5	R3. 7. 21
夏目かよこ後援会	夏目 佳代子	政治団体の名称	夏目かよこ後援会	夏目かよ子後援会	R3. 7. 30
二十一世紀会	神林 茂	主たる事務所の所在地	大田区西糞谷3-10-19	大田区西糞谷4-16-17	R3. 7. 23
根本りょうすけ後援会	根本 良輔	政治団体の名称	根本りょうすけ後援会	中星一番後援会	R3. 7. 12
		主たる事務所の所在地	葛飾区立石1-10-5	葛飾区東立石4-29-1	R3. 7. 12
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R3. 7. 21
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R3. 7. 21
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	根本 良輔、衆議院議員		R3. 7. 21

表現の自由フォーラム	栗下 善行	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町3-6-7	大田区蒲田5-32-8	R3. 7. 19
武蔵府中税理士政治連盟	松山 晃	会計責任者の氏名	荻野目 士朗	長島 理	R3. 6. 25
無所属 つなぐ三鷹の会	成田 千尋	政治団体の名称	無所属 つなぐ三鷹の会	無所属 成田ちひろとつなぐ三鷹の会	R3. 7. 6
目黒区日本共産党後援会	小田 誠	代表者の氏名	小田 誠	須藤 春夫	R3. 4. 4
		会計責任者の氏名	矢部 みさ子	川瀬 光子	R3. 4. 4

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七  
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた  
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり  
表する。

令和三年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都第九選挙区支部	菅原 一秀	R3. 6. 17
自由民主党東京都中野区第二十五支部	佐野 礼治	R2. 11. 25

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
青柳有希子後援会	佐藤 巖	R3. 7. 24
市川勝斗後援会	市川 正人	R3. 7. 1
上野和彦後援会	上野 和彦	R3. 7. 12
小野高一後援会	小野 勝利	R3. 7. 1
尾張みやこ後援会	藤内 英雄	R3. 7. 4
革新区政をつくる江東区民の会	佐藤 巖	R3. 7. 30
佐野れいじ後援会	佐野 礼治	R2. 11. 25
サルサ岩淵後援会	西尾 憲一	R3. 7. 18
清水秀子後援会	難波 武久	R3. 7. 24
西野文昭後援会	西野 文昭	R3. 6. 1
町田の子どもたちと高齢者を犯罪から守る会	宮本 聖士	R3. 5. 29
松本佳子後援会（白鳥会）	菅納 敏恭	R3. 7. 13
山本真後援会	末吉 節子	R3. 7. 24
「友愛社会を実現する」会	宮本 聖士	R3. 5. 29

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和三年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
角尾 誠一	区議会議員	かくお誠一後援会	葛飾区南水元4-13-13	R3. 6. 3
夏目 佳代子	区議会議員	夏目かよ子後援会	墨田区東向島6-23-5	R3. 7. 7

●東京都選挙管理委員会告示第百二十六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

令和三年九月二十九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
今井 洋	今井ひろし後援会	主たる事務所 の所在地	杉並区宮前1-11-9	杉並区上高井戸2-4-24	R2. 11. 15
瓜生 正高	うりう正高後援会	主たる事務所 の所在地	中央区佃2-18-12	中央区佃1-9-10	R3. 6. 12
小野 泰輔	小野たいすけ後援会	主たる事務所 の所在地	新宿区四谷3-1-11	港区六本木5-16-5	R3. 7. 20
中谷 基志	マンガ・アニメ・ゲームの表現の自由を守る中谷基志の会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R3. 7. 12
夏目 佳代子	夏目かよ子後援会	主たる事務所 の所在地	葛飾区亀有3-49-5	墨田区東向島6-23-5	R3. 7. 21
	夏目かよこ後援会	政治団体の 名称	夏目かよこ後援会	夏目かよ子後援会	R3. 7. 30
根本 良輔	根本りょうすけ後援会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R3. 7. 12
		政治団体の 名称	根本りょうすけ後援会	中星一番後援会	R3. 7. 12
		主たる事務所 の所在地	葛飾区立石1-10-5	葛飾区東立石4-29-1	R3. 7. 12
		公職の種類	衆議院議員	区議会議員	R3. 7. 21

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に  
 より、次のとおり公表する。  
 令和三年九月二十九日  
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
市川 正人	市川勝斗後援会	R3. 7. 1
上野 和彦	上野和彦後援会	R3. 7. 12
神林 茂	二十一世紀会	R3. 7. 22
菅原 一秀	新時代政経フォーラム	R3. 6. 4

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年東京都人事委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十九日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第二条の次に次の一条を加える。

(扶養親族の認定権者)

第二条の二 規則第五条に定める扶養親族の認定は、人事委員会事務局任用公平部総務事務センター担当課長が行うものとする。

附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第二号

東京都監査事務局

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程(昭和四十年東京都監査委員訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十九日

東京都監査委員 山田 ひろし  
東京都監査委員 中山 信行  
東京都監査委員 茂 垣 之 雄  
東京都監査委員 岩 田 喜美枝

東京都監査委員 松本 正一郎

第二条中「第十四条第三項」を「第五条及び第十四条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 規則第五条に定める扶養親族の認定は、監査事務局総務事務センター担当課長が行うものとする。

附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局

東京都監査事務局職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十九年東京都監査委員訓令甲第四号)は、廃止する。

令和三年九月二十九日

東京都監査委員 山田 ひろし  
東京都監査委員 中山 信行  
東京都監査委員 茂 垣 之 雄  
東京都監査委員 岩 田 喜美枝  
東京都監査委員 松本 正一郎

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

●東京都監査委員訓令第四号

東京都監査事務局

東京都監査事務局職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程(昭和五十七年東京都監査委員訓令第四号)は、廃止する。

令和三年九月二十九日

東京都監査委員 山田 ひろし

東京都監査委員 中山 信行

東京都監査委員 茂 垣之雄

東京都監査委員 岩田 喜美枝

東京都監査委員 松本 正一郎

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

●東京都監査委員訓令第五号

東京都監査事務局

非常参集訓練に参加する東京都監査事務局職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程(平成七年東京都監査委員訓令第七号)は、廃止する。

令和三年九月二十九日

東京都監査委員 山田 ひろし

東京都監査委員 中山 信行

東京都監査委員 茂 垣之雄

東京都監査委員 岩田 喜美枝

東京都監査委員 松本 正一郎

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令(海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会訓令第二号

東京海区漁業調整委員会事務局処務規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十九日

東京海区漁業調整委員会

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(課長代理(総務事務センター担当)の決定対象事案)

第九条 課長代理(総務事務センター担当)の決定する事案は、次の事項とする。

一 職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十二号)第五条の扶養親族の認定に関すること。

二 住居手当に関する規則(昭和四十六年東京都規則第三十三号)第四条の確認及び決定に関すること。

附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会議長 三宅 しげき

職員の給与に関する規程(昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十九日

東京都議会議長 三宅 しげき

第六条中「第十四条第二項」を「第五条及び第十四条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 規則第五条に定める扶養親族の認定は、管理総務事務センター担当課長が行うものとする。

附則

この訓令は、令和三年十月一日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小平市小川町一丁目八百二十七番二及び同番二十二 小平市小川町一丁目二千五百二十七番地 久家 忠吉

小平市小川町一丁目八百三十三番二、同番六、同番二十四及び同番二十五 小平市小川町一丁目二千五百二十七番地 久家 忠吉

多摩市関戸六丁目二十番一及び同番二 多摩市愛宕四丁目二十二番地十一 エヌビーホーム株式会社 代表取締役 川上 清子

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

